

## 高齢社会対策大綱の策定のための検討会運営要領（案）

令和6年2月 日  
座長 決 定

「高齢社会対策大綱の策定のための検討会の開催について」（令和6年2月13日内閣府特命担当大臣決定）第5項に基づき、検討会の運営について、以下のとおり定める。

- 1 構成員は、座長を通じて、検討会での議論の内容につき、書面により意見を提出することができる。
- 2 検討会は、原則として公開（オンラインによる公開を含む）とする。
- 3 検討会において配布された資料は、原則として、検討会終了後、速やかに公表する。ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- 4 検討会の議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。